

「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月8日

北海道湧別高等学校

北海道湧別高等学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月20日制定

平成29年6月20日改定

平成30年3月30日改定

令和5年9月7日改定

令和6年4月25日改訂

令和7年4月8日改訂

1 学校いじめ防止基本方針制定にあたり

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、暴力行為に及ぶものや情報機器を介したものなど、時代とともに多様化している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩む生徒もおり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、未然防止を図りながら、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

*平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より

3 いじめに対する基本的な考え方

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識に立つ。
- (2) 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識に立つ。
- (3) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情の調査を行い児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する。
- (4) いじめ問題に対しては、被害者の立場にたった指導を行う。
- (5) 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」であるとの認識に立つ。
- (6) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

4 いじめの構造と態様

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等いじめの態様
- 強制わいせつ・自殺関与・暴行・脅迫・強要・恐喝・児童ポルノ提供等（「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる重大事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される例）

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

5 いじめ防止の組織と役割

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、関係教諭、スクールカウンセラー、パートナーティーチャー等によって構成する。

(2) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

- ・生徒、保護者、地域住民等からのアンケートまたは協議等

イ いじめの未然防止

- ・年間指導計画の作成
- ・具体的取組の計画・実施

ウ いじめの早期発見・早期対応

- ・いじめ調査・アンケート
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断

エ 関係機関との連携

オ 校内研修会等の企画・立案

※実施に当たり、「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」を活用。

- ・「学校いじめ防止基本方針」の理解に関する校内研修
- ・事案対象等の資質・能力の向上に向けた校内研修
- ・関係機関と連携した「SOS の出し方に関する教育」「情報モラル教育」「生命（いのち）の安全教育」等の取組

6 具体的な取組と対応

(1) 未然防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。（別紙1）

ア 生徒指導・学習指導の充実

- ・人権意識、規範意識、帰属意識を互いに高める集団作り
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

イ 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

ウ 教育相談の体制整備と充実

- ・相談窓口の設置・周知（保健室）
- ・面談の定期的実施
- ・支援員やカウンセラーとの連携

エ 人権教育の充実

- ・いじめ防止にむけた総合的な探究の時間の実施（1年生）

オ 情報教育の充実

- ・情報モラル教育としての総合的な探究の時間の実施（2年生）

カ 保護者・地域との連携

- ・入学式やPTA総会等における、いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方

- 針等の周知
 - ・学校公開の実施
- キ 情報の共有
 - ・職員会議等での生徒情報の共有
 - ・報告経路の明示・報告の徹底
- (2) いじめに対する指導上の注意

教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

 - ア 障がいのある生徒が関わるいじめについて

生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
 - イ 外国につながる生徒が関わるいじめについて

海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの生徒に対し、言語や文化の差からいじめが行われることがないように学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめについて

性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - エ 被災・避難した生徒が関わるいじめについて

東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒については、被害生徒が受けた心身への重大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- (3) いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。(別紙1、2)

 - ア 日常の観察
 - ・生徒の学校生活での変化への気づきと情報の共有
 - ※別紙3、4 いじめられている生徒・いじている生徒のサイン
教室でのサイン
 - ・校内ならびに校外の巡視
 - イ 定期的調査等の実施
 - ・アンケートの実施(6月、10月)
 - ・1人1台端末を活用した健康観察アンケートの実施
 - ・生徒からの情報提供に対する迅速な対応
 - ウ 教育相談の充実
 - ・面談の定期的実施
 - ・支援員による面談やカウンセラーによる個別カウンセリングによる情報提供
 - エ 保護者との連携

- ・家庭訪問、二者面談、三者面談の実施による情報収集

※別紙4 家庭でのサイン

- ・いじめアンケート結果の公表

(4) いじめへの対応

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに組織的に対応し、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保しなければならない。また別紙2「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

また、いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

ア いじめられている生徒への対応

- ・安全・安心を確保し、いじめの事実を確認する。(場所、時間に配慮する)
- ・状況に応じ、登下校、清掃時間、放課後等において、教職員が関われるよう配慮する。
- ・温かい人間関係をつくる(教師と生徒、生徒同士)とともに今後の対策について共に考える。

イ いじめている生徒への対応

- ・いじめの事実を確認し、その背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

ウ 情報を提供した生徒への対応

- ・安全・安心を確保し、いじめの事実を確認する。(場所、時間に配慮する)
- ・状況に応じ、登下校、清掃時間、放課後等において、教職員が関われるよう配慮する。

エ 事実確認および情報共有

- ・関係生徒からの情報整理ならびに事実確認
- ・周囲の生徒および保護者への事実確認
- ・いじめ対策委員会における情報共有ならびに指導計画の原案作成
- ・職員会議等での情報共有

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(6) 指導計画作成の方針

ア いじめられている生徒への支援、保護者への情報提供と支援

- ・学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう努める。

イ いじめている生徒への指導、保護者への助言

- ・生徒の行動が変わるよう教員、学校として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。

ウ 周囲の生徒への指導

- ・「おもしろがる」「傍観」もいじめと同様であることに気付かせる。
- ・自分たちでいじめを解決する力を育てる。

エ 関係機関との連携

・教育委員会との連携

(関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法や関係機関との調整)

・警察との連携

(心身や財産に重大な被害が疑われる場合や犯罪等の違法行為がある場合)

・福祉関係との連携

(家庭の養育に関する指導・助言が必要な場合や家庭での生徒の生活、環境の状況把握を求める場合)

・医療機関との連携

(精神保健に関する相談が必要な場合や精神症状についての治療、指導・助言が必要な場合)

7 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数のものや掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の個人情報に掲載するなどが**インターネット上のいじめ**であり、犯罪行為である。

(2) インターネット上のいじめの防止

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- ・情報モラル教育としての総合的な学習の時間の実施（2年生）

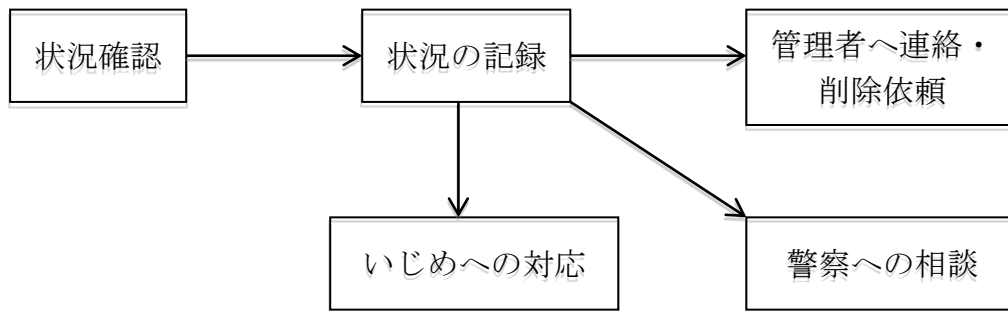
ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) インターネット上のいじめへの対応

ア インターネット上のいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

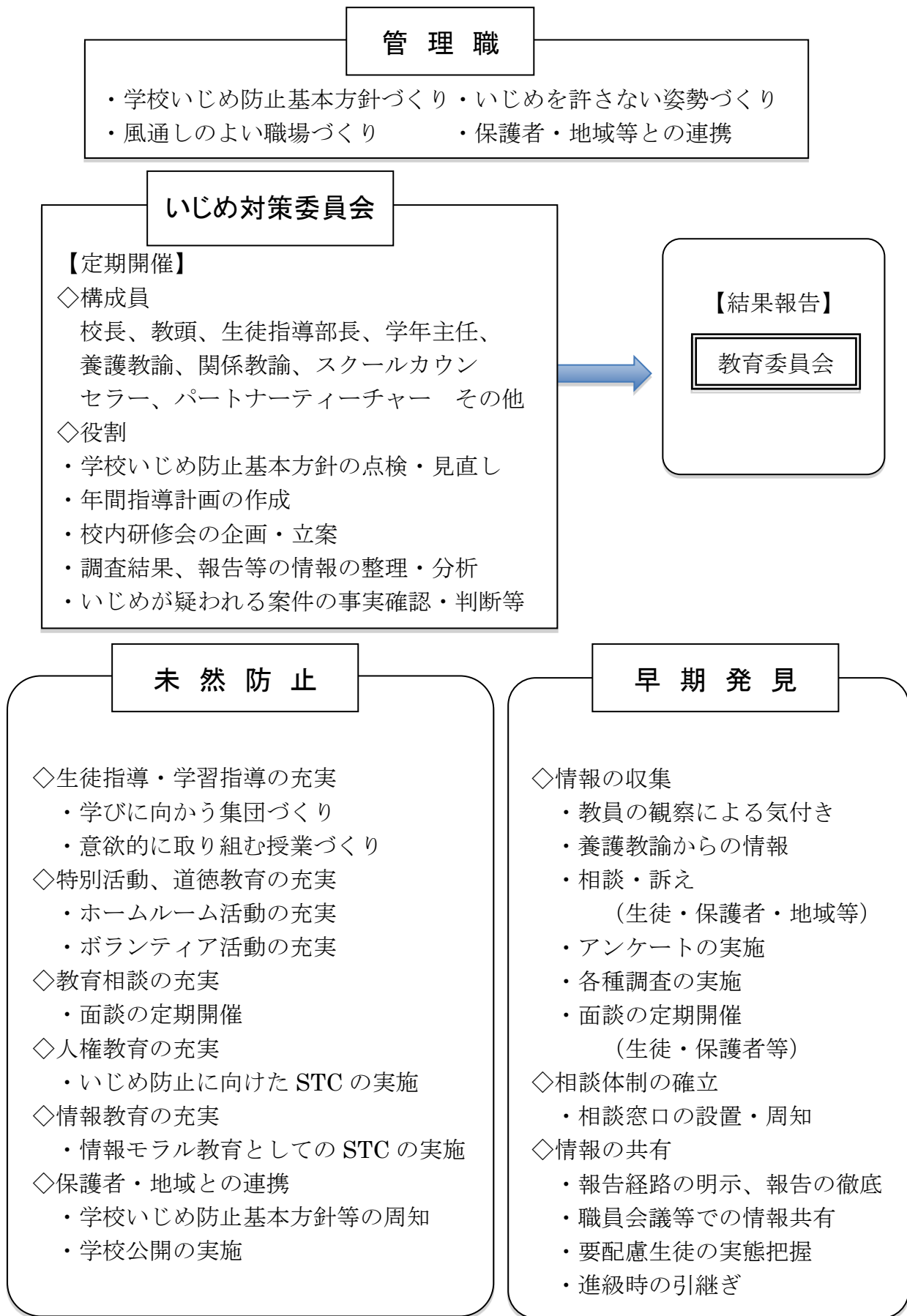
- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

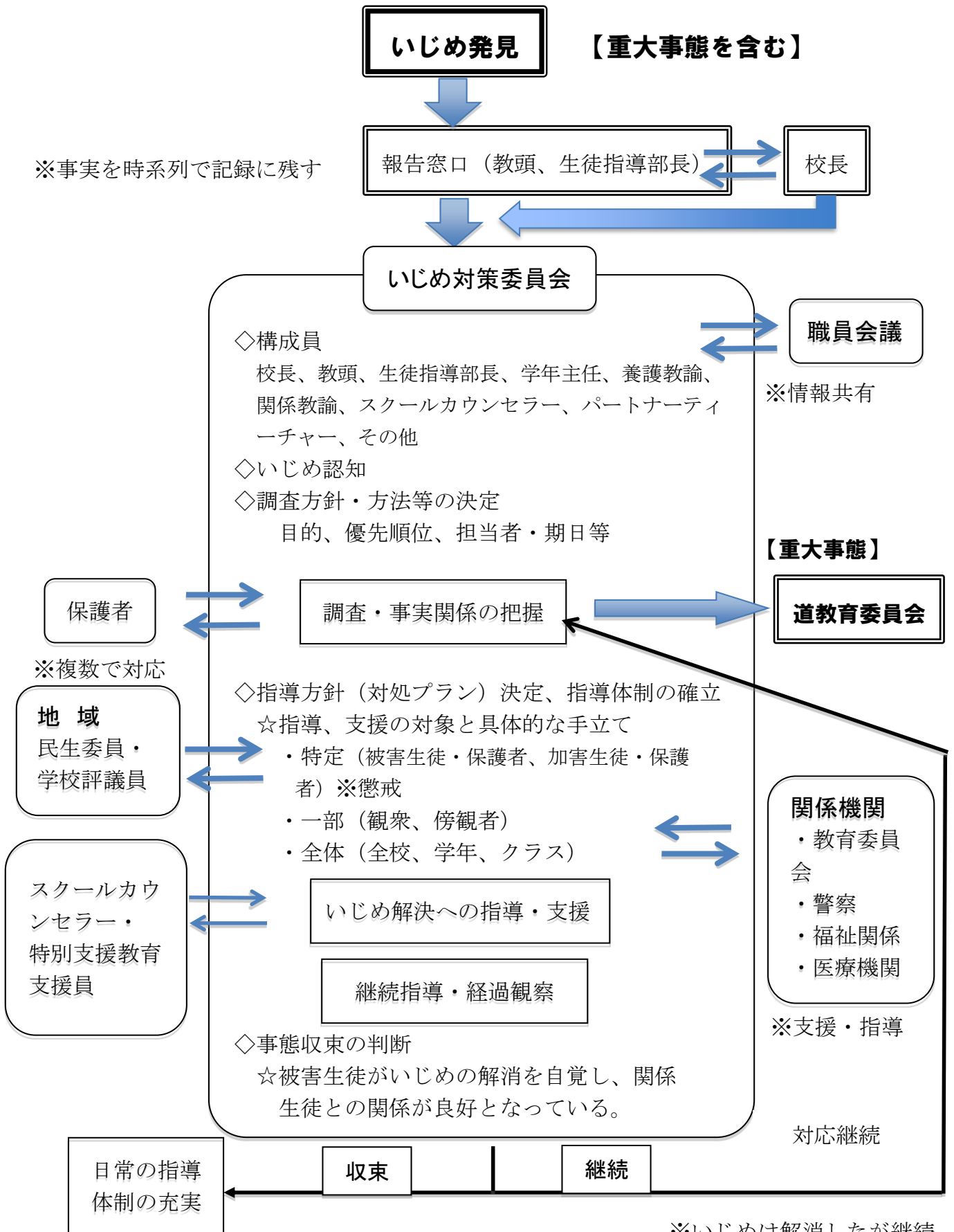
イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に報告し、指導・支援を受け対応にあたりるとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。





別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の SHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サ イ ン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室での生徒のサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
	嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
	壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校とに連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	
	学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きて来なかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。 成績が下がる。
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭をほしがる。

いじめ防止のための年間計画

月	学校 行事等	項目				備考
		道徳、総合的な探究の時間、特別活動等の教科・領域等の関連を図ったプログラム	子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム	社会教育（家庭・地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	（その他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム	
4	始業式 入学式	宿泊研修	新入生歓迎会	中高一貫関係	スマートフォン等安全教室	面談週間
		校外清掃				テストバッテリー いじめ対策委員会
5		北海道学、地域と生活				校内研修
6		いじめ総探			防犯教室	SC来校 いじめアンケート①
7	学校祭 終業式		湧虹祭		交通安全教室	面談週間
8						SC来校 Web健康観察
9	強歩大会	強歩大会				
		性の総探				
10	技能体育大会	技能体育大会			一日防災学校	いじめアンケート②
11	見学旅行					校内研修
12	終業式	未来計画報告会		中高一貫合同講演会		Web健康観察
			中高一貫リーダー研修会			面談週間
1	始業式	マナー講座				Web健康観察
		ワークルールを学ぶ				
2			3年生を送る会			基本方針の点検等
3	卒業式 終業式	健康ガイダンス				